

# 宝塚市議会の改革の方向性について（案）

現在、宝塚市議会では「市民に開かれた分かりやすい議会、市民のための議会」づくりを行うために、議会のあり方や責務を明文化した「議会基本条例」を作成しようとしています。

この「議会基本条例」は、議会の憲法とも呼ばれ、今後ますます地方自治体への権限移譲が進む中、重要な検討項目になっています。

今回は、市民の方々に、これから宝塚市議会が作成しようとしている「宝塚市議会基本条例」の内容について、ご意見を伺いたいと思っています。

## 1. 市民参加と情報公開について

(Ⅲ 市民参加と情報公開について)

### ◆どうしたら市民に参加してもらえるか

<市民が参加できる機会を増やすために>

- ① 市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催する。
- ② 委員会が開催する公聴会制度及び参考人制度については、市民が参加しやすい運営を行う。  
(※公聴会制度 及び 参考人制度とは、自治体の決定や行政運営において、市民や関係者の意見を直接聴き、役立てる手続き、制度です。)
- ③ インターネットによる資料公開を行う。
- ④ 傍聴者に発言する機会をつくる。
- ⑤ 地域の公民館等で出前議会を開催する。

<市民にどんどん情報公開していくために>

- ① 議会は、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開する。
- ② 定例会の議案を事前にホームページで公開する。

- ③ インターネットによる資料公開を行う。
- ④ 議会広報の発行回数を増やすか、もしくはページ数を増やす。

## ◆会議へ参加してもらうために

<平日夜間や土日祝に議会を開催する>

- ① 議会は、多くの市民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日・祝日に議会を開催する。

<会議をすべて公開する>

- ① インターネット及びケーブルテレビ等による議会中継を行う。
- ② 市役所庁内や公共施設等による議会中継を行う。

<市民からの提案（請願と陳情）をどう取り扱うか>

- ① 請願及び陳情を市民による政策提案と位置付ける。  
(※請願及び陳情とは、政治や行政に対して意見・要望を述べることであり、憲法によって認められた権利です。)
- ② その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。
- ③ 請願だけでなく陳情についても口頭陳述を認める。

<傍聴者への資料の提供方法は>

- ① 傍聴者に議案等の資料を公開する。

## ◆議会の活動結果を報告するために

<議員の賛否を公開していく>

- ① 議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。
- ② 議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。

<市民との意見交換会である議会報告会を行うには>

- ① 議会は、議会報告会を開催し市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、その報告に対する市民の意見を聴き、議会運営の改善を行う。
- ② 議会は、市政の課題に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催する。
- ③ 議会報告会は、議員個人の発言をする場ではなく、議会としての判断を説明する会である。
- ④ 議論の事実を報告する会であり、賛成をした理由、反対をした理由や少数意見を報告する。

<議会・議員の評価を公表していく>

- ① 議会は、議会の活性化に終わりのないことを常に認識し、議会評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を市民に公表する。
- ② 議員は、複数の市民の代表者であるため、多様な議員活動の評価については、自己評価として1年ごとに市民に公表する。

## **2. 議会等の機能充実について**

(V 議会等の機能充実について)

### **◆議会の機能を充実させるには**

<議員による政策検討組織を設置するために>

- ① 議会の政策形成機能を充実させるため、議会に議員政策研究会を設置することができる。
- ② 議会は、調査のため、目的を明らかにし、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- ③ 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。
- ④ 市民との懇談の中で上がってきた課題を、議会で検討し執行部に提案できる組織を設置する。

<専門的、政策的な意見などを聞くことができる機関（附属機関）を設置する>

- ① 審査、諮問又は調査のため、附属機関を設置することができる。
- ② 調査のため、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。  
議会は、調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- ③ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。

以上